

平成29年度 第2回伊勢崎市総合教育会議

次 第

日 時 平成29年10月23日（月）
午後3時～
場 所 市役所本館5階職員研修室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 署名委員の指名

5 報告事項

(1) 学校閉庁日について

(2) 伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会について

【資料1】

6 協議事項

(1) 子どもの食育について

【資料2～4】

7 その他

8 閉 会

平成 29 年度 伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会 開催要項

平成 29 年 7 月 28 日 (金)
10:30～11:30
市役所東館 5 階 第 1 会議室

【次第】

進行：事務局

≪ 第 I 部 ≫

1 委嘱状交付 (机上配布)

2 挨拶

教育部長

3 自己紹介

4 会議の趣旨説明

事務局
(学校教育課指導係)

5 役員選出

※ 互選による

≪ 第 II 部 ≫

1 伊勢崎市におけるいじめの現状と対策の説明

事務局
(学校教育課指導係)

2 協議「子どもたちの健全育成のために、今、私たちがすべきこと、していること」

3 その他

※ 事務連絡

事務局
(学校教育課指導係)

伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会（第2条－第8条）

第3章 伊勢崎市いじめ問題調査委員会（第9条－第15条）

第4章 伊勢崎市いじめ問題再調査委員会（第16条－第22条）

第5章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき設置する伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会、伊勢崎市いじめ問題調査委員会及び伊勢崎市いじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡協議会は、法第14条第1項の規定により、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携及び協力の推進
- (2) いじめ問題に関する情報共有及び意見交換
- (3) その他伊勢崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

（組織）

第4条 連絡協議会は、委員13人以内で組織する。

2 連絡協議会の委員（以下この章において「委員」という。）は、法第14条第1項の規定により、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察その他の関係者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期等)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第6条 連絡協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 連絡協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 連絡協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、連絡協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

第3章 伊勢崎市いじめ問題調査委員会

(設置)

第9条 法第28条第1項の規定による調査を行うため、同項に規定する組織として教育委員会に伊勢崎市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第10条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査に関する事務を所掌する。

(組織)

第 1 1 条 調査委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 調査委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、医療、法律、心理又は学校教育に関する専門的な知識及び経験を有する者並びに学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（任期等）

第 1 2 条 委員の任期は、教育委員会の諮問のあった日から当該諮問に係る調査を終えた日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員長）

第 1 3 条 調査委員会に委員長を置く。

2 調査委員会の委員長（以下この章において「委員長」という。）は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 1 4 条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 調査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 調査委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第 1 5 条 委員長は、必要があると認めるときは、調査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

第 4 章 伊勢崎市いじめ問題再調査委員会

（設置）

第 1 6 条 法第 3 0 条第 2 項の規定による調査を行うため、同項に規定する附属機関として伊勢崎市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第17条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査に関する事務を所掌する。

(組織)

第18条 再調査委員会は、委員4人以内で組織する。

2 再調査委員会の委員(以下この章において「委員」という。)は、医療、法律又は心理に関する専門的な知識及び経験を有する者並びに学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期等)

第19条 委員の任期は、市長の諮問のあった日から当該諮問に係る調査を終えた日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第20条 再調査委員会に委員長を置く。

2 再調査委員会の委員長(以下この章において「委員長」という。)は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第21条 再調査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 再調査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 再調査委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第22条 委員長は、必要があると認めるときは、再調査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会及び調査委員会に関し必要な事項は教育委員会が、再調査委員会に関し必要な事項は市長が、それぞれ別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

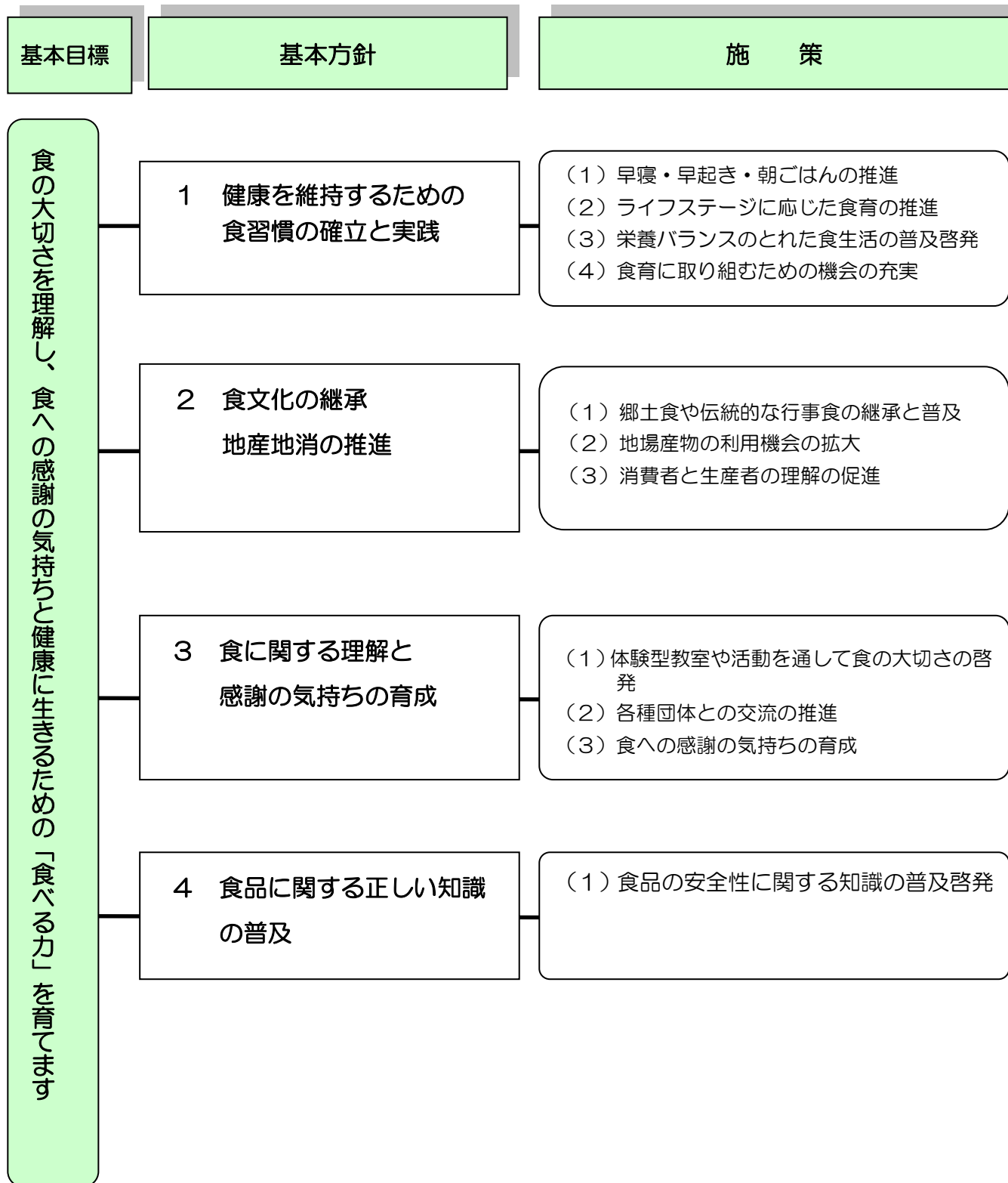
(伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1 学校運営協議会委員の項の次に次のように加える。

いじめ問題対策連絡協議会会長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円
いじめ問題調査委員会委員長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円
いじめ問題再調査委員会委員長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円

2 食育推進計画の体系と内容



基本方針1

健康を維持するための食習慣の確立と実践

市民一人ひとりが、食事と健康に関する正しい知識を身につけることができるよう、子どもの頃からライフステージに応じた食育を進めます。

- (1) 早寝・早起き・朝ごはんの推進
- (2) ライフステージに応じた食育の推進
- (3) 栄養バランスのとれた食生活の普及啓発
- (4) 食育に取り組むための機会の充実

基本方針2

食文化の継承・地産地消の推進

伝統的な郷土食や行事食、食事のマナーなどを次世代へ伝えます。また、地元でとれた旬の食材を積極的に取り入れた食生活を進めます。

- (1) 郷土食や伝統的な行事食の継承と普及
- (2) 地場産物の利用機会の拡大
- (3) 消費者と生産者の理解の促進

基本方針3

食に関する理解と感謝の気持ちの育成

家庭、保育所（園）、幼稚園、学校、地域等での様々な機会を利用し、食料の生産から消費等に至るまでの様々な体験活動を行うとともに、食に係る人々との交流を図り、食に関する理解と感謝の気持ちを育てます。

- (1) 体験型教室や活動を通して食の大切さの啓発
- (2) 各種団体との交流の推進
- (3) 食への感謝の気持ちの育成

基本方針4

食品に関する正しい知識の普及

食品の安全な取り扱い方や選び方等、食品の安全性に関する基礎的な知識について情報を提供します。

- (1) 食品の安全性に関する知識の普及啓発

<取り組み>

<p>個人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇毎日、朝ごはんを食べ、規則正しい食習慣を心がけます。 ◇食卓に主食・主菜・副菜をそろえます。 ◇適正体重を保つための食事を心がけます。 ◇料理講習会や地域での食の行事に積極的に参加します。 ◇季節の旬の食材を用いた料理や行事食を作るよう心がけます。 ◇食品表示や食品の選び方などについての知識を高め、安全な食品を購入するよう努めます。 ◇家族で楽しく食卓を囲む機会を増やします。 ◇子どもに食事のあいさつやマナーを伝えます。
<p>地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇食生活改善推進員による、おやこの食育教室や生活習慣病予防、介護予防、男性の料理教室などの講習会を開催します。 ◇地域で伝統的な行事を開催し、各世代の交流を図り、食文化を継承します。 ◇生産者や関係機関が連携し、地元農産物の周知、活用の推進を図ります。 ◇生産者が学校と連携し、農業体験等の機会を提供します。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇あらゆる機会を活用し、早寝・早起き・朝ごはんの大切さを啓発します。 ◇両親学級や乳幼児健診などを通し、望ましい食習慣の基礎を作るための情報の提供を行います。 ◇健康を維持するために手軽にできるメニューの紹介や機会を提供します。 ◇主食・主菜・副菜を基本とした日本型食生活の普及・啓発のために料理講習会や出前講座等を実施します。 ◇学校給食を生きた教材として活用し、食の指導の充実を図ります。 ◇安心安全な保育所・学校給食の提供を行うとともに、地元食材の利用の拡大を図ります。 ◇伝統食や郷土料理などを保育所・学校給食に取り入れます。 ◇保育所や学校で農業体験や料理教室などの体験活動を通じた食育指導を行います。 ◇市の広報紙や健康情報ステーション、食生活改善推進員の活動を通し、食の安全に関する情報を発信します。 ◇食のボランティア活動を行う食生活改善推進員を養成します。 ◇「家族でいただきますの日」の定着を図ります。

<行政・関係団体の具体的な取り組み>

基本方針1 健康を維持するための食習慣の確立と実践

事業名	事業内容	担当
両親学級	妊婦やその夫を対象に、妊娠期の栄養と、家族の食事の大切さについて周知します。	健康づくり課
乳幼児健診による食育指導	4か月児・10か月児・1歳6か月児・2歳3か月児・3歳児の各健診時に対象年齢に応じた食育指導を行います。	
離乳食講習会	調理実習を通して、離乳食の具体的な作り方を学びます。	
窓口・電話栄養相談	乳幼児から高齢者まで、栄養に関する相談に随時応じます。	
コスモス健診での食育指導	フードモデルの展示や資料の配布を行い、食生活を見直す機会となるよう情報提供します。	
栄養教育事業	出前講座や各種団体からの要請に応じ、バランスのとれた食事について普及・啓発を行います。	
食生活改善推進員活動事業	食育や生活習慣病予防をテーマとした料理講習会を開催します。	
	男性の料理教室や認知症予防など、健康を維持するための手軽にできるメニューの講習会を開催します。	
健康大学	食生活改善推進員の養成事業として開催。健康・栄養・運動など健康づくり全般について学びます。	
食育講座	幼稚園の保護者を対象に、家族全員の健康づくりを目指し、講話と実習を実施します。	
早寝・早起き・朝ごはんの周知	保育や保護者へのお便り等を通して、「早寝・早起き・朝ごはん」について啓発します。	こども保育課
ミニデイサービス事業	地域の高齢者を対象に昼食をはさんで4時間実施し、昼食を共にすることで、高齢者の食育を推進します。	高齢福祉課
給食サービス事業	ひとり暮らし又は高齢者世帯を対象に、週2回まで費用の一部を市で負担し、希望者に給食の宅配を実施します。	
早寝・早起き・朝ごはん 推進事業	栄養職員・養護教諭・給食主任が中心となり、食育班や睡眠班を作り、基本的な生活習慣の確立を図ります。	健康教育課
食育推進事業	給食の時間を中心に学校栄養職員による食に関する指導の充実を図ります。	
家族でいただきますの日	家族そろって食事をする時間を設定し、家族の絆を深める機会を作ります。	
食育支援事業	授乳期・離乳期・幼児期・思春期までの各期において、食べ方の視点からの食育を推進します。	歯科医師会
高齢期の健康と食育事業	生涯自分でおいしく食べるため、口腔機能の保持増進を支援します。	

基本方針2 食文化の継承・地産地消の推進

事業名	事業内容	担当
食生活改善推進員による 地区組織活動	郷土料理や伝統食の講習会や普及を行います。	健康づくり課
	できるだけ旬の食材を活用した地区活動を実施します。	
地元食材利用拡大推進事業	J Aと地元農産物の収穫期や収穫量について情報交換を行い、学校給食の食材として活用します。また、安全な地元農産物の生産を図ります。	農政課
学校給食の充実	学校給食に郷土料理や伝統料理など、国内外の伝統的な食文化を取り入れ、食に関する指導の教材として活用を図ります。	健康教育課
地場産食材利用推進事業	安全な食材の確保のため、地元農産物の学校給食での利用拡大を図ります。	

基本方針3 食に関する理解と感謝の気持ちの育成

事業名	事業内容	担当
食生活改善推進員による 地区組織活動	おやこの食育教室を開催し、食事や健康への関心を高め、子ども達の正しい食習慣の確立を目指します。	健康づくり課
食育推進事業	地域の方や保護者の協力を得て、野菜作りを実施し、それを給食に利用する体験活動を通し、食への感謝の気持ちを育てます。	こども保育課
農業体験活動	地域の農業委員の指導のもと、野菜づくりを体験し、食への感謝の気持ちを育てます。	農業委員会 健康教育課
農業体験活動	お米や野菜づくりを体験し、食への感謝の気持ちを育てます。	小学校

基本方針4 食品に関する正しい知識の普及

事業名	事業内容	担当
健康情報ステーション事業	市内 55 箇所に設置した情報ステーションにより、食品衛生や食の安全に関する普及・啓発を行います。	健康づくり課
食生活改善推進員による 地区組織活動	食生活改善推進員の活動をとおり、食品の安全性に関する普及・啓発を行います。	

＜評価指標と目標値＞

評価指標		現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)
①	毎日、朝食をとる人の割合	3 歳児	98.6%
		小学生	96.4%
		中学生	93.4%
		若年期	71.8%
		壮年期	88.4%
		高齢期	93.4%
②	1 日 2 回以上、主食・主菜・副菜のそろった食事をとる人の割合	親子・若年期	61.5%
		壮年期	73.0%
		高齢期	87.3%
③	1 日に 1 回以上家族そろって食事をとる割合	70.5%	80.0%
④	子どもに食事の前に手洗いやあいさつをさせている人の割合	78.2%	90.0%
⑤	子どもに食事作りや後片付けをさせている人の割合	53.8%	60.0%
⑥	おやこの食育教室への参加者数	249 人	330 人
⑦	学校給食への地場産食材の使用量比率	45.7%	50.0%
⑧	学校栄養職員による食育指導の回数	926 回	1,000 回
⑨	栄養成分表示がどういうものか知っている人の割合	53.3%	60.0%
⑩	食生活改善推進員数	384 人	400 人

資料：①平成 25 年度 3 歳児健診 ・全国学力・学習状況調査アンケート朝食摂食状況
2 次計画策定のためのアンケート調査

②③④⑤2 次計画策定のためのアンケート調査

⑥平成 25 年度食生活改善推進員活動

⑦⑧健康教育課

⑨高崎健康福祉大学生による乳幼児健診時アンケート調査

⑩平成 25 年度食生活改善推進員数

主に子どもを対象とした食育にかかる事業について

<平成28年度実施状況>

事業名	事業内容	事業実績	実施会場
両親学級 (妊娠期栄養指導)	妊婦やその夫を対象に、妊娠期の栄養と家族の食事の大切さについて指導する。	隔月開催 延べ6回 参加人数 209人	赤堀保健 福祉センター 6回
乳幼児健診時の 食育指導	4か月児健診・10か月児健康相談において、離乳期の食事の与え方のポイントについて指導する。10か月児健康相談時は試食有り。	各健診各月5回 延120回 参加人数 3,457人	健康管理センター 48回 赤堀保健福祉センター 24回 あずま保健センター 24回 境保健センター 24回
	1歳6か月児及び3歳児健診において、幼児期に望ましい食習慣づくりについて指導する。	各健診各月5回 延120回 参加人数 3,434人	健康管理センター 48回 赤堀保健福祉センター 24回 あずま保健センター 24回 境保健センター 24回
	2歳3か月児歯科健診において、むし歯予防と規則正しい食習慣づくりについて指導する。	各月2回、延24回 参加人数 1,525人	健康管理センター 12回 赤堀保健福祉センター 12回
離乳食講習会	離乳食の具体的な作り方を学ぶため、調理実習を実施することで、スムーズに離乳食が始められるよう支援する。	各月2回 延24回 参加人数 324人	健康管理センター 12回 あずま保健センター 12回
おやこの食育教室	食生活改善推進員による地区活動として実施。親子で参加できる料理教室を開催し、食事や健康への関心を高め、子ども達の正しい食習慣の確立を目指す。	10回 参加人数 305人	各地区公民館 (北地区未実施)
出前講座 「食」から始まる健やか生活 ～こどもの食事～	子どもの健やかな成長に必要な食事についてや、早寝・早起き・朝ごはんの大切さなどの講話。	1回 参加人数 10人 対象：こども発達支援センター職員及び保護者	子ども発達支援センター

学校給食をととした食育の取組みについて

《早寝・早起き・朝ごはん推進事業》

各学校において栄養教諭・学校栄養職員・給食主任・養護教諭が中心となり教育活動全体を通して基本的な生活習慣の確立を目指している。各学校では「生活振り返りカード」等を活用して、早寝、早起き、朝ご飯、インターネット、SNS 利用時間など生活習慣の見直しを児童生徒自身と共に家庭の協力を得て進めている。

《食育推進事業》

栄養教諭・学校栄養職員は、給食時間訪問の年間計画を作成し、発達段階に応じた食に関する指導を実施している。又、教科における食に関する指導や委員会活動等でも食事の重要性や心身の健康、食文化等をより専門的な視点で児童生徒に伝え、知識・理解の向上に努めている。児童生徒に対してだけではなく家庭へも給食便りや PTA 行事等を通して家庭への啓発活動も行っている。教科の学習においても学校給食を効果的な教材として活用しやすくするために、「旬の食材」「地場産物の利用」「食文化の伝承」等を給食と関連づけている。

《家族でいただきますの日》

夏休みに「いせさき家族で『いただきます』の日」の推進事業として、「わがやのおすすめ料理」を募集し、1月の「学校給食週間」において、入賞作品の展示をし「家族で『いただきます』の日」の推進を図る。尚、この作品の審査においては、栄養教諭・学校栄養職員や PTA 連合会と協力して実施することで家庭との協力体制の構築を図る。

《学校給食の充実》

郷土料理や世界の料理、行事食など献立の工夫を図り、学校給食の充実を図ります。

主なメニュー（予定を含む）

① 群馬県の郷土料理 年10回 群馬の郷土料理を提供

すいとん、ソースかつ、混ぜごはん、ごまよごし、焼きまんじゅう、
呉汁、すきやき、おっきりこみ、伊勢崎神社コロッケ、みそぱん

② 日本の郷土料理 年10回

千葉県（あじのさんが焼き・菜の花のごま和え・つみれ汁）
福岡県（さばのスタミナ焼き・がめ煮・あさりのみそ汁）
宮城県（ささかまぼこのてんぷら・凍み豆腐の煮物・揚げ麩のみそ汁）
沖縄県（ゴーヤチャンプルー・ミートボール・もずくスープ）
愛知県（ロースかつ・みそ煮込み風うどん）

など各都道府県の郷土料理を紹介

③ 世界の料理 年5回

中国（肉団子・バンサンスー・たまご入り中華コーンスープ）
 イタリア（イタリアンサラダ・ペンネ・ココアパン）
 インド（キーマカレー・タンドリーチキン・ナン）
 韓国（ビビンバ・ナムル・チゲ汁）
 ドイツ（フランクフルト・ジャーマンポテト・キャベツスープ）

④ 行事食 年12回

端午の節句（お祝いたまご焼き、たけのこご飯の具、車ぶのみそ汁）
 七夕（だし巻きたまご、七夕そうめん汁、天の川ゼリー）
 十五夜（さんまの蒲焼き、お月見汁、お月見ゼリー）
 学校給食ぐんまの日（上州かみなりごはん、おっきりこみ）
 節分（いわしのうめに、ほうれんそうのごまあえ、いなかじる、ふくまめ）

⑤ その他

- ・かみかみ献立
 「きんぴらごぼう」「荳わかめ」など噛む事の重要性を教える献立
- ・リクエスト給食 年1～2回 調理場毎に子ども達からの人気の高いメニュー
 麦ごはん、ポークカレー、煮たまご、かんでんサラダ（第一）
 中華麺、チキン竜田揚げ、キムチあえ、みかんゼリー（第二）
 中華麺、てり焼きチキン、こんにゃくサラダ、みそラーメンスープ（赤堀）
 中華麺、煮たまご、ナムル、とんこつラーメンスープ（あずま）
 メロンパン、グラタン、コーンサラダ、ミネストローネ（境第一）
 ごはん、春巻き、チャーハンの具、中華スープ、いちごタルト（境第二）

《地場産食材利用推進事業》

地場産の食材は、児童・生徒の郷土への理解や関心を深め、地域の農業や食文化を学ぶなどの教育的観点から積極的に利用します。

調理場地区	平成 27 年度実績			平成 28 年度実績		
	総使用量	市内産使用量	比 率	総使用量	市内産使用量	比 率
伊勢崎地区	365,000kg	166,600kg	45.6%	368,400kg	180,000kg	48.9%
赤堀地区	80,300kg	34,300kg	42.7%	79,300kg	32,600kg	41.0%
あずま地区	80,900kg	40,500kg	50.1%	82,600kg	47,500kg	57.6%
境地区	76,100kg	34,200kg	44.9%	80,000kg	36,400kg	45.4%
全地区	602,300kg	275,600kg	45.7%	610,300kg	296,500kg	48.6%

（平成 29 年度伊勢崎市の教育より）

地場産とは一般的に県内産を指しますが、県内産の中でも特に伊勢崎市内産の導入に力をいれています。第2次伊勢崎市総合計画において、平成31年度の市内産の使用割合を重量ベースで50%を目標としています。